㈡　就職支援サイトを利用するに当たっての相談又は苦情について、利用者の視点に配慮し、適切に対応すること。

㈢　学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。

四　職業能力の開発及び向上に係る措置

職業訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に職業訓練を実施すること。また、青少年の状況に応じた、ジョブ・カードを活用した円滑な就職に向けた支援を行うこと。

五　職業生活における自立促進のための措置

地域若者サポートステーションは、いわゆるニート等に対し、その特性に応じた適職（法第一条に規定する適職をいう。）の選択その他の職業生活に関する相談の機会、職場体験機会その他の必要な措置を講ずること。

六　青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

職業紹介事業者、職業訓練機関及び地域若者サポートステーションは、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。

七　その他の各関係者が講ずべき措置

一から六までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

○厚生労働省告示第四百七号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一　平成元年労働省告示第十四号（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第二号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める職業訓練であって事業主又は事業主の団体に委託されるものを定める件）の一部を次のように改正する。

「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第二　派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二の十八の㈢の②のウのｉ中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

第三　厚生労働大臣が定める手数料の金額（平成十四年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

表機械保全の項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第四　労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第三の一中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第五　母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第2の3の⑴の③中「ジョブカード」を「ジョブ・カード（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。）」に改める。

第六　建設雇用改善計画（第八次）（平成二十三年厚生労働省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

Ⅲの2の⑴の③中「ジョブ・カード」の次に「（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。）」を加える。

第七　高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次のように改正する。

第3の2の⑶中「「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」」を「ジョブ・カード（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。）」に改める。

第八　雇用政策基本方針（平成二十六年厚生労働省告示第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二の二の㈠の①中「ジョブ・カード」の下に「（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）」を加える。

第九　キャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「次号及び」を削り、第二号中「職業能力開発局長が定める様式による専門実践教育訓練受講予定者（雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号に規定する専門実践教育訓練受講予定者をいう。）の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項を記載するための書面をいう。）の交付」を「職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。）の作成の支援」に改める。

第十　職業訓練実施計画（平成二十七年厚生労働省告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一の一中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第二中「ジョブ・カード（求職者等を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化、実践的な職業訓練の機会を提供し、訓練実施機関からの評価結果や職務経歴等を取りまとめて就職活動等に活用するものをいう。以下同じ）を「法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書（以下「ジョブ・カード」という」に改める。

第十一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第3の1の⑵中「、ジョブ・カード」の次に「（職業能力開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）」を加え、「評価シート」を「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」に改め、同2の⑵中「評価シート」を「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」に改める。

第十二　次に掲げる告示は、廃止する。

一　昭和四十六年労働省告示第三十二号（勤労青少年ホーム指導員の資格を定める件）

二　勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準（昭和四十八年労働省告示第三十六号）

三　青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十五号）

○厚生労働省告示第四百八号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項の規定に基づき、職務経歴等記録書の様式を定め、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書の様式は次のとおりとする。